

＜介護給付費算定に係る体制等に関する届出について＞

介護給付費算定に係る体制（介護報酬加算等）に関する情報は、介護報酬の審査・支払いの際に必要な情報であり、これらの適用を受け介護報酬を算定するためには、事前の届出が必要となります

茨木市への届出方法は、**郵送**とします。15日が締切日の場合は15日必着です。
ただし、締切日が土日祝の場合は前日の平日に繰り上げ前倒しとなります。

※来庁を希望される場合は、お電話にて日時の予約をお願いします。TEL：072-620-1809

※他市町村の利用者がいる場合は、区域外指定を受けている市区町村に加算等の届出をする必要があります。加算等の届出を行わない場合には、算定ができなくなります。届出については当該市区町村へ確認してください。

サービス種別	算定期間
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	● 届出が毎月15日以前になされた場合には、翌月から ● 16日以降になされた場合には、翌々月から
*「緊急時訪問看護加算」のみ	● 届出が受理された日から
夜間対応型訪問介護	● 届出が毎月15日以前になされた場合には、翌月から ● 16日以降になされた場合には、翌々月から
地域密着型通所介護・通所介護相当サービス	
（介護予防）認知症対応型通所介護	
（介護予防）小規模多機能型居宅介護	
看護小規模多機能型居宅介護	● 届出が毎月15日以前になされた場合には、翌月から ● 16日以降になされた場合には、翌々月から
*「緊急時訪問看護加算」のみ	● 届出が受理された日から
（介護予防）認知症対応型共同生活介護	● 届出受理日が月の初日は当該月から ● 届出受理日が月の初日以外は翌月から
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	

届出先：〒567-8505 （住所記載不要）

茨木市 福祉指導監査課 指導監査係

（電話：072-620-1809）